

令和元年12月16日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
児 玉 憲 司	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
設 楽 伸 子	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	中 田 隆 行	企 画 創 成 課 長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市 民 生 活 課 長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
斎 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行	さ くら ぼ 観 光 課 長
後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長	原 田 真 司	病 院 事 務 長
大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第 5 号

第 4 回定例会

令和元年 12 月 16 日 (月)

予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 5 4 号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算 (第 5 号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第 5 5 号 寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について  
〃 5 議第 5 6 号 寒河江市職員定数条例の一部改正について  
〃 6 議第 5 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
〃 7 議第 5 8 号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
〃 8 議第 5 9 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
〃 9 議第 6 0 号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
〃 10 議第 6 1 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について  
〃 11 議第 6 2 号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
〃 12 議第 6 3 号 寒河江市下水道条例の一部改正について  
〃 13 議第 6 4 号 寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について  
〃 14 議第 6 5 号 寒河江市水道給水条例の一部改正について  
〃 15 議第 6 6 号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について  
〃 16 議第 6 8 号 土地の取得について  
〃 17 議第 6 9 号 市道路線の認定について  
〃 18 請願第 2 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願  
〃 19 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 20 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 2 1 議第 6 7 号 指定管理者の指定の期間の変更について  
〃 2 2 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 2 3 質疑・討論・採決
- 日程第 2 4 議第 7 0 号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算 (第 6 号)  
〃 2 5 議第 7 1 号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第26 議第72号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 27 議第73号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 28 議案説明
- 〃 29 委員会付託
- 〃 30 質疑・討論・採決
- 〃 31 議会案第3号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について
- 〃 32 議案説明
- 〃 33 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る12月13日、委員5名出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第70号令和元年度寒河江市一

般会計補正予算（第6号）、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議会案第3号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についての5案件であります。

このことにより議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

〔渡邊賢一予算特別委員長 登壇〕

- 渡邊賢一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

12月10日、委員15名全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、議第54号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることに決した旨の報告がありました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

議第54号の採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第4、議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第18、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願までの15案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第19、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号から議第66号まで、議第68号及び議第69号並びに請願第2号の15案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第69号の審査を行い、次に議第61号、議第55号、議第66号、議第56号から議第60号まで、議第62号から議第65号まで、議第68号、請願第2号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第69号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する

協議についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「連携中枢都市圏を構成する要件と参加対象となっている自治体はどこか」との問いがあり、当局より「要件は、中心となる山形市への通勤通学者の割合が本市の就業者数と通学者数から見て0.1以上あることです。また、現在対象となっている自治体は、山形市を含む寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町の6市6町です」との答弁がありました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申し上げます。

委員より「今後の方向性がこれによって決められてしまうことに不安を持ってしまう。また、市民の皆さんはまだ理解していない点からも、もう少し時間をかけて協議すべきではないかと思うため反対する」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号寒河江市職員定数条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「これまで更新指定手数料なしだったのを1件につき5,000円、新規指定手数料1件につき3,000円だったのを1万円に改正したいとのことだが、この手数料の算定基準をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「現在の

手数料は昭和46年に定めたもので、当時から見ると現在の消費者物価指数は約3倍になっています。また、申請の受け付け、審査、データの入力、指定書の交付、技術的な基準及び事務手続に関する説明等の時間を勘案して再計算したものです」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号土地の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「購入した土地の地目は宅地になっているが、普通、建物が建っていないと不動産登記で宅地にできないのではないと思うが、どのような手続で地目を宅地にしたのか」との問いがあり、当局より「購入した土地は生産力の高い第1種農地であったため、一般的に農地転用ができないところでした。この農地を宅地に転用するための要件の一つとして、市開発公社が寒河江市から委託を受けて宅地分譲をする場合、この事業が県から認定を受けられれば転用可能との条件があることから、県へ申請し認定をいただきました。また、以前は建物が建てられていないと宅地にできませんでしたが、現在は登記官へ事業の説明をし、現場を見て了解を得られれば宅地の登記が可能であるため、この手続を行いました」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第2号が採択すべきものと決しましたので、請願第2号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多

数をもって意見書案のとおり議会案を提出することと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第20、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。(「はい」の声あり) 太田議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「66号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

渡邊議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「66号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは初めに、議第66号反対討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田陽子議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について反対し、討論を行います。

私は、当初この連携協定については、山形市と協定を結ぶだけだろうから、まずは話し合ってみてもよいかと考えていました。しかし、調べてみると連携中枢都市圏構想とは、根本的な狙いとして、近隣自治体間で公共施設や行政サービスの連携をすることを通じて集約化を図ろうとするものであることがわかりました。政令市や中核市のほか、82市を東京一極集中の是正

を名目に支援する中枢中核都市などさまざまな圏域構想が乱立していますが、根本的な狙いは同じものです。政府が目指す先には道州制も視野にさらなる自治体の再編が狙われています。

平成の大合併で中心の市に吸収された地域では、合併の先頭に立った元首長や元議員たち、そして住民から「地域から役場や役所がなくなり、議員がいなく、地域の声が届かなくなり、地域はますます寂れ、活力を失う事態が起きて、大失敗だった」との声が上がっています。

同じように、広域連携ができれば市民の皆さんの声を行政サービスの中心になる山形市まで届けなければならなくなります。広域連携は、合併が進まなかった地域を合併にかわる制度で取り込もうとするものです。これは考え過ぎではありません。

総務大臣経験者で、元鳥取県知事、地方制度調査会副会長の経験もある片山善博氏は、山形新聞の「時を語る」という記事で「この圏域構想には乗るべきではない」と、次のように指摘しています。「国は、地方が人口減少で大変になるから、各種の公共施設も市町村ごとに設置するのでなく、圏域内で適正配置を心がけ、効率的な財政運営が可能になるなど、いかにも地方のことを心配しているように説明している。しかし、国は、圏域構想を入り口は合併ではないが、合併への一律化と位置づけていて、合併のときの合併特例債のような一見有利なエンジンをぶら下げてくる。こんなものにひっかかり、一たび圏域に組み込まれるともはや後戻りできなくなることを覚悟しておくべきだ。地域の百年の計は国から小突かれたり誘導されたりして決めるのではなく、住民自身が真剣に考えることから始めなければ展望は開けない。これが平成の安易な大合併の貴重な教訓である」と、このように片山善博氏は指摘しているのです。

安倍政権によるこうした地方政策では地方再生はできません。今、国がやるべきことは、地

方自治体が現に取り組んでいるさまざまな地域活性化策を支援し、地域に住み続けられる安定した雇用で、若者が安心して結婚、出産、子育てできる社会をつくることです。

以上のことから、私は議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について反対いたします。

○柏倉信一議長 次に、議第66号反対討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。  
〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 議第66号について、反対討論をしたいと思います。

まず初めに申しあげますが、この提案の中の経済産業省の事業であるY-i-z（ワイビズ）、山形市売上増進支援センターや海外観光客の誘致、山形大学が建設中の重粒子線がん治療施設のPR、公共交通網の構築などで連携するということに対しては反対するわけではございません。しかしながら、以下2つの理由において反対をしたいと思います。

まず、先日報告されました国の地方制度調査会、自治体戦略2040構想第2次報告の中身であります。この構想に関連してですけれども、自治体のフルセット主義からの脱却、自治体職員を半分に、柔軟に活用、スマート自治体、コンパクトシティという項目がありまして、これらをどんどん進めていけば、本市は山形市のベッドタウンになっていく、人口減少に拍車がかかる、さらに人、物、金、仕事が山形市に流れる、流出するおそれがある。先ほど太田陽子議員もおっしゃっていましたが、隠れた合併、ステルス合併とやゆされているわけがございます。

大切なのは地方自治法の理念と市民の議論ということであると思います。山形市の中核市移行による連携中枢都市圏協定締結に当たって最も大切なことは、当面の行政課題の解決とともに地方自治法の理念と本市の関係条例の趣旨に

沿って自治体運営を行うことであると思います。すなわち、まちづくりの将来像が住民福祉の増進のためになるのか、住民、市民主体の意思が的確に反映され、取り組もうとする基本姿勢が示されているかどうかであると思います。

山形市は、これまで上市市や山辺町、中山町との合併を検討してきたということですが、市民の反対からその協議が破綻となり、人口30万都市構想を断念してきました。今回も途中までは定住自立圏構想から東南村山地域を中心に検討してきた、途中から本市を含めて6市6町に拡大、後づけされたわけであります。

本市においても、かつて西村山全体の合併協議が破綻、大江町と朝日町で、河北町と天童市、東根市、そして本市と西川町、つまり寒河江、西村山が3分割されるという非情な合併協議もございました。しかしながら、市民の賢明な選択で自治の道を歩むことになり、合併を断念してきた経過がございます。そうした過去の歴史を教訓に学んでいく必要があるかと思えます。

2つ目は、市民の理解、支持がなく、連携内容も、常任委員会でふるさと納税などのことで若干やりとりしましたけれども、本市にとっては不利ではないかと思うからであります。周辺6市6町との連携中枢都市圏の形成を目指す中核市移行による広域行政について、市当局の説明に市民の客観的な理解と支持がどこにあるのかということで、先日の本会議において國井議員の質問に「議会で承認されれば今後内容を示していくし、議会の承認で変更や離脱もあり得るんだ」ということで、佐藤市長は山形市とウイン・ウインの関係を築くものだとして御説明されました。

全国で問題も指摘されていますが、最初から締結ありきの提案と言わざるを得ません。今、学校、病院、上下水道、公共交通など、広域化による再編統合、再編ネットワークの課題、特に災害時や感染症に対しては喫緊の重要課題だ

と思っています。特に、定住自立圏も連携中枢都市圏も、東京一極集中の進行や地方圏の衰退、地域格差の是正に十分に対応した地域政策ではないと思います。

識者もいろいろと指摘していますけれども、広島大学名誉教授の森川洋氏はこのようにおっしゃっています。連携中枢都市圏の中心都市は、東京に対する人口のダムとはならないし、地方圏全域における生活条件の向上や経済成長の牽引の役目を果たし得るものとは到底考えられないということでもあります。今後、連携中枢都市圏が設定されることによって定住自立圏の進捗率が一気に高まる可能性はあるが、その際は経済的に元気な県庁所在地に、山形市ですね、人や物、金、仕事が集まる。一層地域格差が顕在化すると考えられるとおっしゃっているのであります。

さらにはまた、詳細について出ている人事交流であります。垣根は低くなりますけれども、自治体職員の優秀な人材が山形市に吸い取られ、本市では人材確保ができなくなるおそれがございます。

財政面では、合併特例債的な問題で、山形市は特別交付税において有利とされますが、本市など圏域の市町は一律1,500万円に限定されるとなっています。交付税の二重取りはできませんし、圏域市町に対する財政的な支援はない。交付金は中心都市に集中投下され、山形市のみをさらに発展させることになってしまいます。

広域連携が強調される当面の人口減少と少子高齢化による地方自治体の直面する諸課題の解決は、既に平成の市町村合併の必要性の中でも強調されていました。しかしながら、そういったものは結局問題解決にはなりませんでした。

そして、その理由と目標、効果をしっかりと市民に示して、情報公開と説明責任による市民の意思の反映でなければならないと思います。このような過去の経過、そして今の状況など一

連の丁寧な手続が欠落していると思います。山形市が求めている拙速な結論より市民の十分な議論を優先させるべきであると思うからでございます。

以上2点について反対理由を申しあげ、またこの自治体戦略2040構想研究会第2次報告の問題点などを申しあげ、私の反対理由とさせていただきます。議員の皆様に対してお話を訴えてこの議論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**柏倉信一議長** ほかに討論はありませんか。（「議長」の声あり）國井議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。（「66号です」の声あり）賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議第66号賛成討論について、國井輝明議員の発言を許します。國井議員。

〔國井輝明議員 登壇〕

○**國井輝明議員** 私は、寒政・公明クラブを代表し、ただいま議題となっております議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場から討論させていただきます。

この連携協約は、山形市と寒河江市が圏域全体の経済成長の牽引、高次都市機能の集積、強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを相互に連携して実施することにより、人口減少、少子高齢社会にあっても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とし、これから協議に臨もうとするものであります。

私は本会議において2つの質問をさせていただきました。1つに、この協議に当たっては寒河江市にメリットがあるように慎重に議論していただきたいこと、もう一つに、連携協約締結

後、疑義が生じた場合、これを破棄し、もとに戻せるのかということ。このことにつきましては、連携協約を締結するに当たってはしっかりと協議し、お互いにとってウイン・ウインな関係であることを条件にすること、また連携協約締結後においても定期的な協議を行うこと、万が一疑義が生じた場合は、地方自治法第252条の2の3項で定めるとおり、もとに戻すことが可能であることを確認させていただきました。不安は何もないということです。

むしろお互いにとってウイン・ウインな関係を持って山形市と協力することにより、さらなる市民サービスの向上につなげられる可能性があるのです。例を挙げれば、1つに山形市売上増進支援センター（Y-biz）を活用し、売り上げ増進を目的とした企業支援が受けられること、1つに山形市の東京事務所等を活用した移住促進PR、1つに寒河江市独自では設置の難しい施設である山形市市民活動支援センターや山形市男女共同参画センター等の施設が利用可能になることで、専門家からのアドバイスを得られるというメリットがあります。

以上のように、山形市と連携をとることにより高度なサービスを市民に提供できること、そして経済上経営規模が大きくなればそれだけ生産性や経済効率が上がる、こうしたスケールメリットを生かし、さらなる市勢発展につなげていこうではありませんか。

以上を申しあげ、私の討論とさせていただきます。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第65号及び議第66号を除く議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議第56号寒河江市職員定数条例の一部改正について、議第57

号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第58号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第59号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第60号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議第61号寒河江市営住宅条例の一部改正について、議第62号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第63号寒河江市下水道条例の一部改正について、議第64号寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議第68号土地の取得について、議第69号市道路線の認定について、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願の13案件を一括して採決いたします。

ただいまの13案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

13案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号から議第64号まで、議第68号、議第69号及び請願第2号は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、議第65号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第21、議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第22、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

- 古沢清志厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「みなみ保育所は新たに建物をつくり、再来年度に民設民営として開所するわけだが、古い建物の解体費用は誰が負担するのか」との問いがあり、当局より「現在の建物につい

ては市の所有であるため、解体は市の負担により行います。なお、新しい建物は同一敷地内で通常保育を行いながら建設することになるため、解体は新しい建物に子供たちが移った後に行います。現在のところ令和3年度中に実施する予定となっています」との答弁がありました。

委員より「選定結果について、評価項目9番の運営実績が基準点2点に対して10点であり、他の項目と比較しても高い得点となっているのはなぜか」との問いがあり、当局より「当該指定管理者については、みなみ保育所における過去2回の更新を初め幼稚園、保育所の管理運営実績を十分に重ねていることや、保護者からのアンケート結果等を考慮した上で、選定基準に基づき加点しているものです」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてに対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第24、議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）から日程第27、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの4案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

- 柏倉信一議長** 日程第28、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税の増加に伴う基金積立金及び返礼品等経費の追加並びに山形県人事委員会勧告等を踏まえた特別職給与費及び職員給与費の追加などを行うものでございます。

その結果、11億673万2,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ207億724万5,000円とするものでございます。

次に、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告等を踏まえた一般職の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、4万5,000円の減額となり、予算総額を歳入歳出それぞれ46億9,234万6,000円と

するものでございます。

次に、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職の給料月額、勤勉手当の支給月数及び住居手当額等を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上4案件について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては関係課長より説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげます。

- 柏倉信一議長** 高林財政課長。

- 高林雅彦財政課長** 私からは、議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

初めに、歳入につきましては、5、6ページの事項別明細書により御説明を申し上げます。

9款地方交付税であります。普通交付税673万2,000円を追加し、財源として活用するものであります。

16款寄附金は、ふるさと納税の増加に伴い11億円を追加するものであります。

その結果、歳入補正総額は11億673万2,000円となり、歳入予算の総額を207億724万5,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書7、8ページの1款議会費から15、16ページの10款教育費までの特別職給与費及び職員給与費等につきましては、山形県人事

委員会勧告を踏まえ、給料、職員手当等共済費など673万2,000円を追加しようとするものであります。

また、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、基金管理事業につきましては、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、返礼品の調達費、寄附受付サイト利用料、基金への積み立て等11億円を追加しようとするものであります。

その結果、歳出補正総額を11億673万2,000円とし、歳出予算の総額を207億724万5,000円とするものであります。

以上、よろしくご願ひ申しあげます。

○**柏倉信一議長** 鈴木高齢者支援課長。

○**鈴木 隆**高齢者支援課長 私からは、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申しあげます。

初めに、歳入につきまして、4、5ページの事項別明細書により御説明を申しあげます。

3款国庫支出金及び5款県支出金については地域支援事業交付金を追加し、7款繰入金については地域支援事業繰入金を追加し、その他一般会計繰入金を減額するものであります。

その結果、歳入補正総額は4万5,000円の減額となり、歳入予算の総額を46億9,234万6,000円とするものです。

次に、歳出について、6、7ページの事項別明細書により御説明を申しあげます。

1款総務費及び4款地域支援事業費については、山形県人事委員会勧告等を踏まえた一般職の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものであります。

その結果、歳出補正総額は4万5,000円の減額となり、歳出予算の総額を46億9,234万6,000円とするものです。

以上、よろしくご願ひいたします。

○**柏倉信一議長** 設楽総務課長。

○**設楽伸子**総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 私からは、初めに議第72号寒河江市特別職に

属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の額を100分の5月分引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会勧告等を踏まえ、一般職員の給料月額平均改定率0.07%引き上げ、勤勉手当の額の100分の5月分引き上げ、住居手当額の改定等所要の改正をしようとするものであります。

以上、よろしくご願ひ申しあげます。

## 委 員 会 付 託

○**柏倉信一議長** 日程第29、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第73号までの4案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**柏倉信一議長** 日程第30、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第71号令和元年度寒河江市介護保険

特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第31、議会案第3号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第32、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議案となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第33、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第3号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時01分

- 柏倉信一議長 これにて令和元年寒河江市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦勞さまでした。